副知事　危機管理部長　観光部長　環境事務官
総務部長　企画振興部長　職員　小岩　明登
県民文化部長　職員　原　池　貴理
環境部長　危機管理部長　青木山　隆一
農政部長　観光部長　同　職員　北沢柳　郁生　弘
議会事務局長　監査委員事務局長　労働委員会事務局長　大日方　正明　裕

○教育委員会委員の任命
四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　伊藤　学司

○監査委員選任
吉澤直亮委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　西澤　昭子

岐阜県

新		旧
辞職		（副知事）
同	同	（商工労働部長）
定年退職		（会計管理者）
同	同	（農政部長）
同	同	（県土整備部長）
（以上三月三十一日）		
副知事		（商工労働部長）
会計管理者		（議会事務局長）
環境生活部長		職員
商工労働部長	同	同
農政部長	同	同
都市建築部長		（都市建築部長）
県土整備部長		（環境生活部長）
（以上四月一日）		

○教育委員会委員の再任
四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　松川　禮子

○教育委員会教育長の任命
四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　稲本正委員は、三月十七日再任された。

○教育長の任命
四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　松川　禮子

○監査委員選任
月一日次の者が選任された。
監査委員　吉澤直亮委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日

○収用委員会委員の再任
水野恩委員は、四月一日再任された。

愛知県

新		旧
任期満了		（副知事）
辞職		（企業庁長）
定年退職		（会計管理者兼会計局長）
同	同	（知事政策局長）
同	同	（県民生活部長）
同	同	（防災局長）
同	同	（監査委員事務局長）
同	同	（人事委員会事務局長）
（以上三月三十一日）		
副知事		（知事政策局長）
会計管理者兼会計局長		職員
政策企画局長		同
振興部長		（地域振興部長）
県民生活部長		職員
防災局長	同	同
農林水産部長	同	同
企業庁長		（農林水産部長）
監査委員事務局長		職員
人事委員会事務局長		同
（以上四月一日）		

三重県

新		旧
退職		（労働委員会事務局長）
（三月三十一日）		
長労働委員会事務局	職員	田畑　知治
（四月一日）		
副知事		（知事政策局長）
会計管理者兼会計局長		職員
政策企画局長		同
振興部長		（地域振興部長）
県民生活部長		職員
防災局長	同	同
農林水産部長	同	同
企業庁長		（農林水産部長）
監査委員事務局長		職員
人事委員会事務局長		同
（以上四月一日）		

新		旧
任期満了		（副知事）
辞職		（企業庁長）
定年退職		（会計管理者兼会計局長）
同	同	（知事政策局長）
同	同	（県民生活部長）
同	同	（防災局長）
同	同	（監査委員事務局長）
同		（人事委員会事務局長）
（以上三月三十一日）		
副知事		（知事政策局長）
会計管理者兼会計局長		職員
政策企画局長		同
振興部長		（地域振興部長）
県民生活部長		職員
防災局長	同	同
農林水産部長	同	同
企業庁長		（農林水産部長）
監査委員事務局長		職員
人事委員会事務局長		同
（以上四月一日）		

長労働委員会事務局	職員	田畑　知治
（四月一日）		

○監査委員選任
鵜飼誠委員及び石井直子委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　杉山　祐子
監査委員　同　山本　泉

○収用委員会委員の再任
水野恩委員は、四月一日再任された。

○監査委員選任
鵜飼誠委員及び石井直子委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　杉山　祐子
監査委員　同　山本　泉

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係事業主を代表する者柴田卓の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年４月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成27年５月１日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　千葉労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

網走郡津別町字達美204番地の19**ロマンス製菓株式会社**の工場財団に網走郡津別町字達美204番地の19ロマンス製菓株式会社津別工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年４月17日

釧路地方法務局北見支局

東京都港区東新橋一丁目９番２号**熊本荒尾ソーラーパーク株式会社**の工場財団に荒尾市大島字新四ツ山1731番４熊本荒尾ソーラーパークの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年４月17日

熊本地方法務局玉名支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成27年４月８日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年４月17日

鹿児島地方法務局　三浦　信幸

記

氏名　吉福　丈雄

所属する司法書士会　鹿児島県司法書士会

登録番号　鹿児島第673号

事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市原良六丁目３番１号

違反行為　業務外行為ほか